

不適正ヤードへの規制強化に向けた制度構築



【令和7年度補正予算（案）97百万円】

ヤードにおける金属スクラップ等の不適正な取扱いに起因する生活環境保全上の支障を防止します。

1. 事業目的

- ① 一部のヤードにおいて、廃棄物処理法の規制対象外である金属スクラップ等の不適正な取扱いに起因する生活環境保全上の支障を防止するため、新たな規制の枠組みを構築する。
- ② ヤードにおける金属スクラップ等の保管や処理に関する基準を設け、不適正な取扱いを是正する。

2. 事業内容

金属スクラップ等の保管ヤードに対する実効性の高い規制の枠組みを構築するため、

- ① 有識者会議においてヤード事業者が従うべき各種基準等を検討する。当該検討結果を基に政省令、ガイドライン等を整備する。
- ② 全国7ブロックに分けて、自治体や事業者団体に対する説明会を開催し、新制度に係る周知と意見交換を行う。加えて、中央環境審議会の取りまとめを踏まえ、条例制定自治体や事業者団体からヒアリングを行い、新制度の運用に向けた課題を整理する。
- ③ 全国のヤード数、立地状況、周辺環境に影響を引き起こしたヤード等、全国規模のヤード現地調査を行い、不適正なヤードの動きや傾向を把握する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

① 有識者会議



➤ 詳細な基準を検討

② 説明会



➤ 自治体及び事業者向けに実施

③ 実態調査：ヤードの現場調査等

